浜田市職員措置請求に関する監査結果
（浜田市が締結した弁護士法人との委任契約及びそれに伴う公金の支出に関する件）

第１　請求の受付

１　請求人

住所　省略

氏名　省略

２　請求年月日

令和８年７月31日

３　請求の要旨

請求事項については、主に以下３点である。

市が締結した弁護士法人佐和法律事務所（以下「法律事務所」という。）との委任契約及びそれに伴う公金の支出は、不当かつ地方自治法（以下「法」という。）及び浜田市協働のまちづくり推進条例（以下「条例」という。）に違反するため、「①当該委任契約を直ちに解除し、これ以上の公金支出を停止するよう勧告すること、②既に支出された公金を市に返還させること、③条例の理念に立ち返り、市職員自らが説明責任を果たす体制を整備するよう勧告すること」を求める措置を請求する。

４　請求書の受理

本件請求は、令和８年７月31日に提起され、事実を証する書類の提出を令和８年８月27日付で受けたことにより、同日付で受理した。

第２　監査の実施

本件請求について、法第242条第５項の規定により、次のとおり監査を実施した。

１　監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事

項を、市が法律事務所と締結した「令和7年7月23日付　不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）への参加に係る委任契約」及び「令和7年10月14日付　警告書の発送及びこれに関する対応に係る委任契約」とこれら契約に基づく支出が法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行に当たるか否かとした。

2　監査の期間

令和8年8月1日から令和8年9月28日まで

3　監査の対象部課

総務部防災安全課

4　関係人による証拠の提出及び陳述

令和8年9月7日に浜田市長（総務部防災安全課）から弁明書及び証拠書類が提出された。

また、令和8年9月15日に、関係職員である防災安全課長及び防災安全係調整監から陳述を聴取した。

要旨は次のとおりである。

⑴　市が法律事務所との間で、令和7年7月23日付で委員会への参加に係る委任契約を、同年10月14日付で警告書の発送及びこれに関する問合せ対応に係る委任契約をそれぞれ締結した事実は認める。ただし、委員会への参加に係る委任契約は措置請求日時点で法第242条第2項に規定する一年の期間を経過している。

⑵　支出については、委員会参加に係る費用4万6,200円（税込）を令和7年9月30日に、警告書の発送等に係る着手金24万100円（消費税別）を令和7年11月14日にそれぞれ支出した事実は認める。報酬については、現時点において支出した事実はない。

⑶　当該委任契約の締結及びこれに伴う公金の支出が違法若しくは不当であるとする請求の要旨については否認する。

5　請求人による陳述及び補助資料の提出

法第242条第7項の規定に基づき、令和8年9月15日に、請求人による陳述及び証拠の提出の機会を設けた。陳述には、請求人が出席し、補助資料として意見陳述書及び意見書を提出の上、その趣旨を述べた。

その要旨は次のとおりである。

⑴　特定の市民に対して不当要求行為があったと認定し、その認定を前提として警告書の発送だけでなくその後の問合せ対応まで外部弁護士に委任し、公金を支出したことについて、その必要性、相当性及び支出決定時の検討過程が客観的資料によって確認できるか、すなわち、契約締結及び支出決定当時に存在した資料によって必要性が実際に検討されていたかの監査を求める。

⑵　監査の結果、必要性、相当性及び必要最小限性を確認できない場合は、本件支出を違法若しくは不当な支出として必要な措置を講じるよう求める。

第3　監査の結果

1　主　文

本件請求のうち、委員会への参加に係る委任契約の解除については、措置請求日時点で契約締結日から一年の期間を経過しているため、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。

また、その余の請求については棄却する。

2　理　由

⑴　関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア　地方自治法

イ　浜田市協働のまちづくり推進条例

ウ　浜田市不当要求行為等防止対策要綱（以下「要綱」という。）

⑵　認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア　委任契約締結の経緯及び内容

調査及び関係職員の陳述によれば、本件における委任契約締結までの経緯は、次のとおりである。

（ア）　令和7年7月3日に当時のスポーツ振興課長が、同課及び他課での対応状況に基づき、不当要求行為等発生報告書を要綱第9条第2項の規定により委員会委員長（副市長）に提出した。

（イ）　同年7月16日付で委員長の命令による調査を経て「（10）対応記録表」がスポーツ振興課長から委員会に提出され、これを受けて同年7月18日付起案により委員会の招集と、要綱第8条第3項の規定による委員会への顧問弁護士の参加依頼について伺い、同日付で決裁が行われた。

（ウ）　委員会への参加に係る弁護士委任契約は同年7月23日に締結した。主な内容は、委員会参加1回につき1人当たり1万500円（消費税別）を支払うものである。なお、今回の措置請求日（令和8年7月31日）時点で、法第242条第2項に規定する一年の期間を経過している。

（エ）　「対象市民に発する不当要求行為に関する警告書の送付及び当該警告書に関する問合せについて、その対応一切を弁護士に委任する」契約の締結伺いを同年10月9日に起案し、翌10日に総務部長専決が行われた。また、同決裁に基づき同年10月14日付で法律事務所と契約を締結した。主な内容は、①着手金24万100円（消費税別）、②報酬は同事務所の規定に従って話し合いにより支払う、③報酬は対象市民からの連絡がない状態が半年間経過したときに発生する。ただし、半年間経過後に同市民から連絡があった場合には、追加の着手金なく対応するものとする等である。

（オ）　「対象市民に対して発した不当要求行為に関する警告書に関して、第三者となる市民からの問合せ行為に対する対応の一切を弁護士に委任する」契約の締結伺いを同年12月1日に起案し、同日総務部長専決が行われた。また、同

決裁に基づき同年12月3日付で法律事務所と契約を締結した。主な内容は上記(エ)と同様である。

イ　委任契約の履行及び支出の状況

(ア)　前述のア(ウ)の委任契約に基づき、同年8月6日及び8月29日に開催した委員会にそれぞれ顧問弁護士2名が参加した。この実績に基づき、同年9月30日に委任契約の規定による延べ4回分の委員会参加に対する対価4万6,200円(消費税込)を支払った。

(イ)　前述のア(エ)の委任契約に基づき、同年11月14日に着手金26万4,110円(消費税込)を支払った。

(ウ)　前述のア(オ)の委任契約に基づき、令和8年1月15日に着手金26万4,110円(消費税込)を支払った。

(エ)　上記(イ)、(ウ)に係る報酬については、本監査期間中に発生していない。

⑶　監査委員の判断

ア　請求事項①について

本件請求において請求人は、市が締結した法律事務所との委任契約及びそれに伴う公金の支出は、不当かつ法及び条例に違反するため、当該委任契約を直ちに解除し、これ以上の公金支出を停止するよう勧告することを求めている。

契約締結の違法若しくは不当性について、請求人は条例第4条に規定する市民の「知る権利」、及び条例第6条第2項に規定する「行政の説明責任と誠意を持った市民への対応」は市の職員が自ら行うべき責を負っており、それを怠り弁護士に丸投げすることは、行政の説明責任の放棄を税金で補填する行為に他ならず、法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）の規定に反していると主張する。

しかし、法第149条に規定する普通地方公共団体の長の担任事務は、その目的や必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的・経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約の締結が法第2条第14項等に反し違法と

なるものではないと解するのが相当である（平成25年最高裁判決）というべきである。

本件の「サン・ビレッジ浜田アイススケート場」の用途変更及び条例に関する問合せ対応等については、関係職員の陳述によれば「令和7年6月から同年8月までの3か月間に限っても、記録上確認できるだけで延べ53件、合計16時間26分に及んでおり、これに関連する資料の収集及び確認並びに内部協議等に要した時間を含めれば、更に多くの時間を費やしている。」とのことであり、関係職員が提出した証拠書類「(10) 対応記録表」からも市職員が質問、要求等に対応した日時、回数、対応時間を確認することができ、市職員が自ら行うべき職務を怠っているとまでは言えない。また、委員会開催及び顧問弁護士への参加委任手続きの手順については⑵　認定事実　ア(ア)～（ウ)に記載のとおり、要綱第8条及び第9条の規定に従い行われている。

委員会では、要綱第7条第1項第1号「不当要求行為等に該当するか否かの判断並びに当該不当要求行為等の実態把握及び対応方針に関すること」及び第2号「不当要求行為等の行為者に対する措置に関すること」を協議し、その内容を市長に報告した。市長は委員会からの報告内容を基に不当要求行為等の内容、態様、程度等を総合的に勘案して警告の必要性を認め、行為者に対する文書による警告を決定している。

なお、請求人は、警告書の送付及び当該警告書に関する対象市民からの問合せ対応を弁護士へ委任する意思決定プロセスに関して、本来委員会で決定すべき対象市民に対する「措置に関すること」について、委員会で協議された形跡がないにもかかわらず、市長決裁において突如として弁護士への委任による措置がうたわれていることについて疑義を訴えている。しかし、要綱第10条に規定するとおり、委員会からの報告に基づき最終的にどのような措置を講じるかを判断するのは市長であるため、仮に委員会で措置に関する協議がなされた形跡がなかったとしても、市長の判断で措置が講じられることについて何ら問題は生じない。

また、請求人が信用性について疑義を訴えている不当要求行

為の認定自体については、令和８年６月26日開催の６月議会所管委員会の請願（請願第91号「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について）審査において、不当要求行為の認定に関し、行政処分を課すのではない「お願い文書」を発出する手続としてはこれで良かった、と防災安全課長が答弁している。そして、公平な第三者の関与ということにおいても、要綱第８条第３号に基づき、弁護士に委員会へ参加していただき、公平性、客観性のある意見を伺っているところであるため、この手続においては適正であったと考えている、とも答弁している。

さらに、請求人が主張する、この不当要求行為認定により対象市民が「担当職員からの説明、事実確認、直接回答を受ける機会」を制限されている、という訴えについては、不当要求行為の警告書の送付と、同警告書に係る問合せ対応のみを弁護士に委任しており、それ以外の対応を拒絶したものではないため、市民の権利が不当に制限されているとまでは言えない。

加えて、関係職員陳述において「この状況が継続した場合の職員の人件費相当額及び他の事務事業への支障を考慮すれば、本件支出は、むしろ経費の抑制及び行政運営の効率化に資するものである。」との弁があった。コスト面において、「この状況が継続した場合の職員の人件費相当額及び他の事務事業への支障」により発生が見込まれるコストと、今回の弁護士への委任に係る金額との比較における裁量権の逸脱・濫用の事実について請求人から摘示がないため、これらの契約の締結が市長の裁量権を逸脱した行為とまでは言えない。

以上のことから判断して、市長が法律事務所と契約を締結したことは裁量権の逸脱・濫用とまでは言えず、法第２条第14項に反し違法若しくは不当とは言えない。

なお、請求人の陳述どおり、不当要求行為として認定された具体的発言、行為等が記載された応答記録が存在しないことについては、令和８年９月10日開催の９月議会所管委員会請願審査の場において現スポーツ振興課長も認めており、請求人の「特定の市民に対する不利益認定の根拠として説明責任を果たす資料とは言えない」との主張には監査委員も一部理解を示

すところではある。

しかし、少なくとも対応の期間、回数、累積時間については市側で記録され、関係職員が「(10) 対応記録表」を証拠として提出している。請求人は、その対応記録の作成過程及び正確性に対し、他の関係職員へ聞き取った事実と異なる点があるなどとして疑義を訴えているが、市の記録を覆す具体的な事実が請求人から摘示されていない以上、不当要求行為の認定に関して認定に足る事実がないとまでは言えない。

事実の証明は請求人が摘示すべきであるため、請求人からその摘示がない以上、請求人の主張は採用することができない。

なお、関係職員の陳述どおり、委員会への参加に係る委任契約は措置請求日時点で法第242条第2項に規定する一年の期間を経過している。同条同項ただし書きにおいて、「正当な理由があるときは、この限りでない。」とされ、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した後でも、住民監査請求が適法となる場合がある。しかし、よしんば「正当な理由」があったとしても、委員会の所掌事務である「不当要求行為等に該当するか否かの判断」を行うために開催し、要綱第8条第2項の規定に基づき弁護士への参加を委任したものであるから、結果として不当要求行為に該当しなかったとしても違法若しくは不当な契約の締結とは言えない。

以上のことから、市が法律事務所と令和7年7月23日付けで締結した委員会への参加に係る委任契約の解除に係る措置については、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。また同年10月14日付で市が同事務所と締結した契約の違法・不当性及び条例への違反を理由とした契約の解除に係る措置請求については棄却する。

イ　請求事項②について

本件請求において請求人が主張する、既に支出された公金の全額又は一部を市に返還させる措置については、平成4年12月15日最高裁判決において「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を（住民訴訟で）問う

ことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示していることから、住民監査請求の要件も、かかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

このことから、委員会への参加弁護士費用、警告書の発送及びこれに関する対応に係る弁護士費用の支出命令等の支払手続そのものが、財務会計法規上の義務に違反する違法若しくは不当なものであることの具体的な主張が請求人からなされていない以上は、手続の違法若しくは不当の判断をすることができないため、請求人の公金の全額又は一部を市に返還させる措置請求については棄却する。

ウ　請求事項③について

本件請求において請求人は、条例の理念に立ち返り、市職員自らが説明責任を果たす体制を整備するよう勧告するよう求めている。市がその事務事業をどのような方法で実施するかの決定は、公権力の行使に該当する業務や、法令で自治体が直接行うものと定められている業務等の一部を除き、逸脱・濫用に当たらない範囲内で市長の裁量権が認められていると解される。

条例第6条第2項に「市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。」とあるが、説明責任は必ずしもその全てを職員自らによって行うことを求められておらず、請求人の措置請求には理由がないため棄却する。

なお、今回の事案は、請求人の主張どおり不当要求行為として認定された具体的発言、行為等が記載された応答記録が存在しないことも住民監査請求に至った一因であると考える。たとえ外見上穏当な要求であっても、繰り返し続くことにより職員の業務遂行や安全確保を妨げるものとして、対応の期間、回数及び累積時間という客観的な事実を基に判断したとの市の主

張にも一定の理解はするが、今後同様のトラブルが発生することも想定し、応答内容の概要も記録として残すよう努められたい。